号外 第10号 平成 19年3月22日(木) (毎週 月・水・金発行)

次 目

登載 依頼 ○環境影響評価準備書に係る縦覧期間及び意見書の提出期限の延長に ついて……………………………(株式会社 IWD 東亜熊本) 2

登載依頼

公告

熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号)第15条の規定により、IW D東亜熊本 最終処分場事業に関する環境影響評価準備書及び関係書類を縦覧に供していましたが、以下の通り縦覧期間及び意見書の提出期限を延長します。

平成19年3月22日

株式会社IWD東亜熊本 代表取締役 小林 景子

1 延長後の準備書の縦覧の場所、期間及び時間

場所	期間及び時間
株式会社IWD東亜熊本	平成19年2月21日から平成19年5月22
(熊本県水俣市長崎1520-43)	日まで
	午前8時30分から午後5時まで
熊本県水俣保健所	平成19年2月21日から平成19年5月22
(熊本県水俣市八幡町2丁目2-1	日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
3)	午前8時30分から午後5時30分まで
水俣市役所	平成19年2月21日から平成19年5月22
(熊本県水俣市陣内1丁目1-1)	日まで(土曜日、祝日を除く。)
	平日は午前8分30分から午後5時15分まで
	日曜日は午前9時から午後5時まで
総合もやい直しセンター「もやい館」	平成19年2月21日から平成19年5月22
(熊本県水俣市牧ノ内3-1)	日まで(日曜日を除く。)
南部もやい直しセンター「おれんじ館」	午前9時から午後10時まで
(熊本県水俣市月浦195-2)	
久木野ふるさとセンター「愛林館」	平成19年2月21日から平成19年5月22
(熊本県水俣市久木野1071-4)	日まで(月曜日を除く。)
	午前9時から午後5時まで

2 延長後の意見書の提出期限平成19年6月5日